

# NPOkayama

特 集

## 「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」とその対応状況

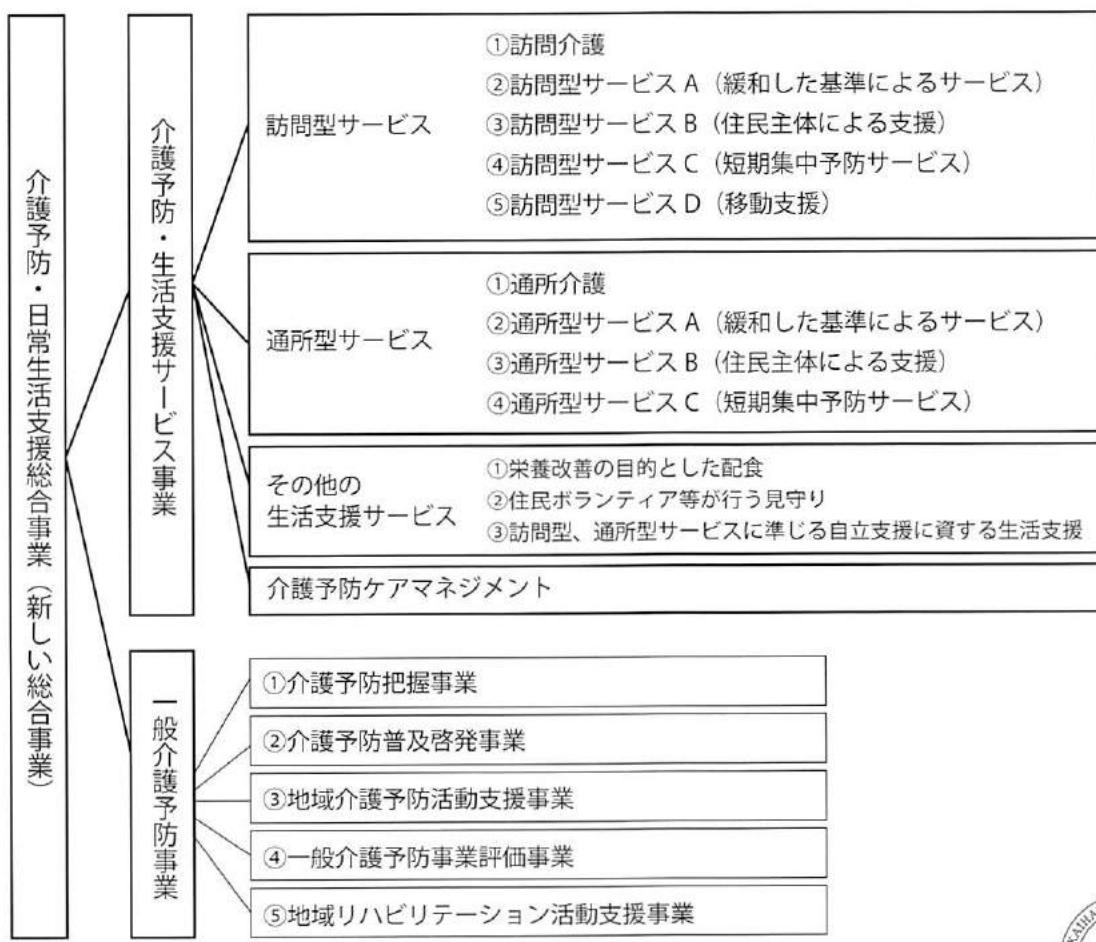
* カンタン施策紹介「新しい総合事業」とは？	01
* 「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」とその対応状況	02
* お知らせと募集	08

### カンタン施策紹介

## 「新しい総合事業」とは？

正式名称「介護予防・日常生活支援総合事業」  
 （介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）  
 平成 27 年（2015 年）4 月 1 日施行

**【概要】**市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。





2015 年度の介護保険制度改革により、「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」へと 2015 年度から 2017 年度までの 3 年間に移行されることとなりました。端的にこれまで「要支援者」に対して予防給付で行われていた「訪問介護」と「通所介護」について、各市町村毎に行う「地域支援事業」へ 2017 年度末までに移行するというものです。なお、財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1 号保険料、2 号保険料）ですが、サービスはこれまでの介護保険事業者に限定されず、むしろ NPO 法人や地縁組織や地域のボランティア団体、民間企業等が新たな担い手として想定されています。（詳細は後述）

その背景として、高齢化率や独居高齢者率の高まりがあります。高齢化率の高まり、つまり「母数」が増えることにより認知症となる方への支援やいわゆる買い物難民と呼ばれる方等への生活支援や移動支援のニーズも高まっていきます。特にいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者である 75 歳になるまでのこれから 10 年間の間に、立地や地形を含めた環境や高齢化率等の状況が異なる市町村毎に支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供ができる体制を作っていく必要があります。また高齢者自身が支え合う社会参加の推進も重要です。

一方でこの大きな転換に地域が対応していくのは簡単なことではありません。論点が多い中で、まずは本事業への理解と各地域の対応状況を把握するために、本号では3つのポイントに絞って本事業の解説をするとともに、先進的な取り組みをしている県内の NPO の活動紹介、そして県内自治体の状況を共有します。

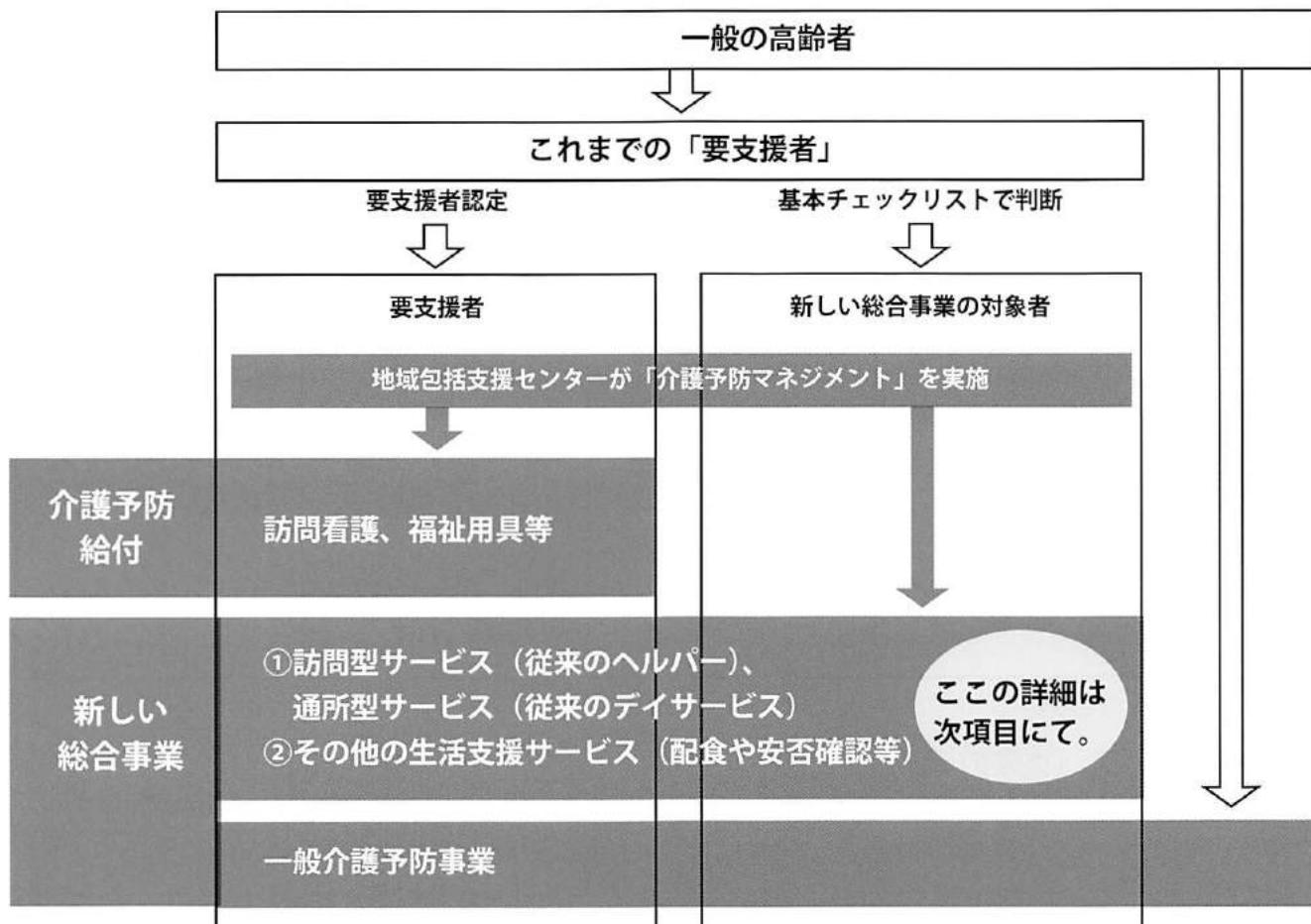
※本特集は「厚生労働省老健局振興課」発表の「介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案（概要）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案」を基に抜粋・編集して岡山 NPO センターが制作しました。

# 1. 様々な対象者（予防給付と総合事業）

冒頭の説明でも「要支援者」が対象と書きましたが、今回の総合事業は2つ事業をあわせて説明しており、その中には一般的な高齢者が対象となるもの（一般介護予防事業）もあります。そのほかにも従来の要支援認定によって予防給付による訪問看護や福祉用具等の支援もあり、以下の図のように、いくつかの段階を経て対象者が決まることとなります。

しかしながら、次で説明する「訪問型」や「通所型」のサービスは従来の要支援者のうちチェックリストで判断された方のみが対象となる等、地域での柔軟な運用には難しい部分もあります。

各対象を整理したものが以下の図となります。（ガイドライン案掲載の図を一部、修正。）



## 2. サービス類型「訪問型」と「通所型」

上記の図の通り、新しい総合事業では、従来でいえばヘルパーによる支援となる「訪問型サービス」と、従来のデイサービスの「通所型サービス」が中心的なものとして位置付けられています。NPO等が参入する場合にもこの部分が多くなると思いますが、この訪問型と通所型の中でもいくつかのパターンが提示されています。（次ページ表）

大きな枠としてはどちらもパターン「A」として、従来の介護保険事業から緩和した基準によって指定された事業が市町村からの「委託」によりサービスを提供するものと、パターン「B」として、住民主体、つまりボランティアグループや

NPOによる運営や、地域活動の一環として地域組織が取り組むものに市町村が補助をするという方法になっています。このように特に住民での運営が中心に据えられています。

その他に「訪問型」では「移動支援」もパターン「D」として位置付けられており、こちらも住民主体での運営を「補助金」で行う事となっています。

また、これらのサービスをコーディネートする「生活支援コーディネーター」を中学校区単位で配置すると書かれていることから、最低でも中学校区単位で「通所」の場と訪問支援をする主体が必要だと想定されていると考えられます。

## 訪問型サービス（従来のヘルパー）

なお、ガイドライン案には「市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。」と書かれています。

	A	B	C	D
提供者 (実施主体)	緩和した基準による サービス 主に雇用労働者で 提供	住民主体による 支援を ボランティア主体で 提供	短期集中予防 サービス 保健・医療の専門職 (市町村) で提供	移動支援を ボランティア主体で 提供
実施方法	事業者指定 または委託	補助 (助成)	直接実施 または委託	補助 (助成)
基準	人員等を緩和した 基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	個人情報の保護等の 最低限の基準
実施内容 対象者 サービス提供 の考え方	生活援助等を 対象者の状態等を 踏まえながら 住民主体による支援 等「多様なサービス」 の利用を促進	住民主体の 自主活動として行う 生活援助等を 対象者の状態等を 踏まえながら 住民主体による支援 等「多様なサービス」 の利用を促進	保健師等による居宅 での相談指導等を ・体力の改善に向け た支援が必要な ケース ・ADL・IADL の改善 に向けた支援が必 要なケース に対して 3～6 ヶ月 の短期間で行う	移送前後の 生活支援を 対象者の状態等を 踏まえながら 住民主体による支援 等「多様なサービス」 の利用を促進

## 通所型サービス（従来のデイサービス）

なお、ガイドライン案には「市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。」と書かれています。

	A	B	C
提供者 (実施主体)	緩和した基準によるサービスを 主に雇用労働者 + ボランティア で提供	住民主体による支援を ボランティア主体 で提供	短期集中予防サービスを 保健・医療の専門職 (市町村) で提供
実施方法	事業者指定または委託	補助 (助成)	直接実施または委託
基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
実施内容 対象者 サービス提供 の考え方	ミニデイサービス 運動・レク リエーション等を 対象者の状態等を踏まえなが ら住民主体による支援等「多 様なサービス」の利用を促進 して行う	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場を 対象者の状態等を踏まえなが ら住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を 促進して行う	生活機能を改善するための運 動器の機能向上や栄養改善等 のプログラムを ADL・IADL の改善に向けた支 援が必要なケースに対して 3 ～6 ヶ月の短期間で行う

## 【訪問型サービスの事例】

左記のサービス類型のうち、訪問型の先進事例となるNPOによる取り組みを、NPO等の実行委員会で運営され（当法人も実行委員として参加）2014年8月7日（木）に開催された「介護保険改正でどうなる？どうする？ 新しい地域支援のあり方を考えるフォーラム in 岡山」に登壇された中から紹介いたします。

### ※訪問型「A」ないしは「B」の先進事例

#### 認定 NPO 法人 子ども劇場笠岡センター

##### ・ハーモニーネット未来

##### 「ふれあい・たすけ愛サービス事業」

「困った時はおたがいさま あなたらしい生活をお手伝いします」をキャッチコピーに、毎日の生活を充実させるために、公的制度サービスでは受けられないちょっとしたお手伝いで、いきいきとあたたかく、ささえあっていける社会の実現をめざす事業です。

##### ●サービス内容例

- ・同行・外出支援（病院・美容院・買い物など）
- ・買い物代行や家事支援
- ・話し相手や見守り支援
- ・お弁当の宅配など

##### ●運営方法

この活動は、公的制度サービスでは対象にならないさまざまな「手だけ」を、「困った時はおたがいさま」の気持ちで行う有償ボランティア活動（ふれあい・たすけ愛活動）です。謝礼は、ふれあい切符（1点100円相当）で受け取ります。

##### ●ウェブサイト

<http://www.kcv.ne.jp/~kodomo1/fureaitasukeai.html>

### ※訪問型「A」ないしは「B」の先進事例

#### NPO 法人 スマイルちわ

##### 「便利屋事業」

「便利屋」は、草刈り・雪かき・墓掃除など、できることは何でもお手伝いしようという事業です。

近年、私達の地域「知和」もご高齢の方が多くなり、上記のようなことが一人ではできないという方も多くなりました。そこで、自治体ではできなかった「個人」へのサービスができるだけ安価で行おうと、この事業が企画されました。

##### ●サービス内容例

- ・草刈り
- ・墓そうじ
- ・垣根の剪定
- ・除雪（除雪機の貸出も）など

##### ●運営方法

有償ボランティア（内容に合わせた金額設定）

##### ●ウェブサイト

[http://www.geocities.jp/smile\\_chiwa2012/katsudou.html](http://www.geocities.jp/smile_chiwa2012/katsudou.html)

また、この2法人では通所型の「B」のあり方の一つともいえる「自主的な通いの場」も運営しています。

あわせて、前述のフォーラムに登壇した「NPO法人 移動ネットおかやま」では、左記の訪問型「D」となっている移動支援に関する相談対応や出前講座等を開催しています。ウェブサイトでは移動に関する情報提供もしています。

#### NPO 法人 移動ネットおかやま

##### ●ウェブサイト

<http://www.idonet-okayama.com/>

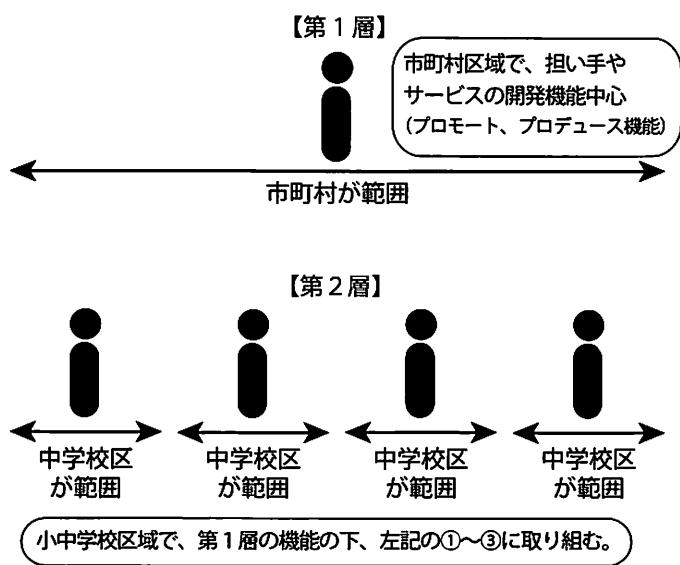
## 3. 生活支援コーディネーターと協議体

新しい総合事業では、これらの多様な主体による多様な取り組みをコーディネートするために「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置することとしています。この生活支援コーディネーターは2階層になっており、第1層は市町村域、第2層は中学校区となっています。

2014年3月に（株）日本能率協会総合研究所が発表した「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業報告書」では、コーディネート機能の考え方（案）として、「地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、地域における以下の取り組みを総合的に支援・推進」とし、以下の3点を挙げています。

- ① 担い手やサービスの開発、組織化し活動を広げていく、  
担い手をサービスにつなげる機能
- ② 支援者間のネットワーク化
- ③ 地域のニーズと地域資源のマッチング

また、第1層（市町村域）と第2層（中学校区）の役割と



して、以下のように記載されています。

第1層 市町村区域で、担い手やサービスの開発機能中心  
(プロモート、プロデュース機能)

第2層 小中学校区域で、第1層の機能の下、  
(前ページ掲載の)①～③を行う機能

また、ガイドライン(案)や本報告書でも「本事業の対象外」としながら、以下の役割を果たす「第3層」のコーディネーターにも言及されています。

第3層 個々の生活支援サービスの事業主体で、  
利用者と提供者をマッチングする機能

この生活支援コーディネーターについては、2014年9月に「都道府県が行う養成研修の講師となる人材の育成を目的」として中央研修(都道府県における指導者養成研修)が開催されています。なお、ガイドライン案には「コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」と書かれています。いずれにしても、この生活支援コーディネーターが果たす役割は大きく、各市町村においてどのような組織または人材に委ねるのかについては注目をしていく必要があります。

あわせて地域支援事業では、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための「協議体」の設置も行うことになっています。NPOやボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業など、生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体が集まって構成するものとしており、前述の「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業報告書」では、その目的や役割について次のように書かれています。

## 本制度の今後について

この新しい総合事業について、県内の各市町村での状況を把握するために、当法人も加入する「中国5県中間支援組織連絡協議会(構成：一般財団法人とつり県民活動活性化センター、NPO法人ひろしまNPOセンター、しまね県民活動支援センター(公益財団法人ふるさと島根定住財団)、やまぐち県民活動支援センター(NPO法人やまぐち県民ネット21)、NPO法人岡山NPOセンター)」と「NPO法人みんなの集落研究所」の合同により、各県の状況に関する自治体へのアンケート調査を2014年8月～10月にかけて実施をしました。その結果の抜粋が右ページの表です。

本調査では、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県内の市町村自治体(全107市町村)を対象としており、右の項目について聞いています。結果として、ほとんどの自治体において「情報の把握」または「ある程度の把握」ができるおり、「検討を進める予定」があるか、「関係部署内で打診」がなされている。また、調査時点ではほとんどの自治体は中央研修の参加予定なく、協議会の設立準備はしておらず、先行しての「介護予防・日常生活支援総合事業」には1市町村のみが取り組んでいる。というように多くの自治体で本事業

### ①協議体の設置目的(案)

生活支援等の基盤整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。

### ②協議体の役割等(案)

#### <設置主体>

市町村とコーディネーターが協力してネットワーク化を図る。※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

#### <参画団体等>

○行政機関(市町村、地域包括支援センター等)

○コーディネーター

○地域における生活支援等の担い手(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁団体、協同組合、民間企業等)

※この他にも地域の実情に応じて参画者を募ることが望ましい。

#### <協議体の立ち上げ>

○当面は、市町村が中心となり、協議の場を設けるなどし、関係者間の情報共有を目的としたグループワーク等の開催を行う。

○コーディネーターは、上記に積極的に参画・関与することを通じて、徐々に対象者の範囲を広げることで、参画者の拡大や顔の見える関係づくりの推進に向けた主体的な役割を担う。

生活支援コーディネーターと同じく、本協議体のメンバーや設置方法についても注目が必要です。

への取り組みはこれからであることが見えてきています。

いくつかの自治体では地域資源の調査を開始したとの話も聞かれますが、各地域においてNPO側からの積極的な提案により現場の状況を反映した事業にしていくことが重要です。まずは情報収集から取り組みをご検討ください。

(副代表理事 石原達也)

### 【アンケート項目】

- (1)「新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)」の情報の把握をされていますか？
- (2)「新しい総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)」の方針策定や計画づくりなどの検討を開始される予定はありますか？
- (3)本事業に伴う生活支援サービスコーディネーターの中央研修に参加されますか？
- (4)本事業に伴う生活支援サービス事業者による協議体の設立準備をされていますか？
- (5)現在、すでに介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に取り組まれていますか？

「新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）」に関するアンケートより抜粋

No	行政区域	担当部署名	②方針策定・計画づくり	③中央研修	④協議体設立準備
1	岡山市	(高齢者福祉課)	検討を進める予定	参加する	未定
2	倉敷市	介護保険課	関連部署内で打診中	把握していない	未定
3	津山市	高齢介護課	検討を進める予定	検討中	検討中
4	玉野市	長寿介護課	関連部署内で打診中	参加しない	未定
5	笠岡市	長寿支援課	検討を進める予定	参加しない	検討中
6	井原市	介護保険課 地域包括支援センター係	関連部署内で打診中	参加しない	調査をしている
7	総社市	介護保険課	検討を進める予定	検討中	検討中
8	高梁市	健康福祉部 保険課	関連部署内で打診中	参加しない	調査をしている
9	新見市	介護保険課 地域包括支援センター	検討中	参加しない	検討中
10	備前市	介護福祉課 地域包括支援センター	関連部署内で打診中	参加しない	予定していない
11	瀬戸内市	いきいき長寿課	関連部署内で打診中	参加しない	予定していない
12	赤磐市	介護保険課	関連部署内で打診中	参加しない	調査をしている
13	真庭市	高齢者支援課	検討を進める予定	参加しない	調査をしている
14	美作市	地域包括支援センター	検討を進める予定	把握していない	調査をしている
15	浅口市	地域包括支援センター	検討を進める予定	参加しない	予定していない
16	和気町	地域包括支援センター	関連部署内で打診中	参加しない	予定していない
17	早島町	地域包括支援センター	検討を進める予定	参加しない	予定していない
18	里庄町	地域包括支援センター	関連部署内で打診中	参加しない	予定していない
19	矢掛町	介護保険係	関連部署内で打診中	参加しない	検討中
20	新庄村	住民福祉課	検討を進める予定	参加しない	調査をしている
21	鏡野町	保健福祉課	関連部署内で打診中	未定	予定していない
22	勝央町	健康福祉部	検討を進める予定	把握していない	未定
23	奈義町	健康福祉課	検討を進める予定	参加しない	予定していない
24	西粟倉村	保健福祉課	検討を進める予定	参加しない	予定していない
25	久米南町	保健福祉課	情報収集の段階	参加しない	検討中
26	美咲町	保険・年金課	関連部署内で打診中	参加しない	調査をしている
27	吉備中央町	福祉課 地域包括支援センター	検討を進める予定	参加しない	予定していない

## 会員の皆様へ（お知らせと募集）

# 社会変革基金事業「地域助け合い基金」寄付募集中！ 寄付目標額は100万円！

今号で特集しました「新しい総合事業」がはじまるにあたり、地域での取り組みを支えるための基金として「地域助け合い基金」が、(公財)みんなでつくる財団おかやまの「社会変革基金」として立ち上りました。この「社会変革基金」は地域の中で重要度や緊急度が高い社会課題を可視化し、集まった寄付をもとに課題に取り組む団体へ助成を行うことで、チャレンジを促し課題解決を行う仕組みです。

この社会変革基金事業「地域助け合い基金」では助成の財源となるご寄付を募集しています。助成の財源となる資金を寄付で集めることにより、平成27年6月と12月に助成団体を募集し、審査委員会にて選ばれた団体に対して運営管理費を除いた寄付金額より9月28日、翌年3月29日の2回助成を実施します。その後助成を受けた団体により課題解決に向けた事業を実施します。

今回の特集を読んでください「この課題が気になる。でも直接取り組むことはできない」という方でも、この仕組みを通じて、ご寄付により課題解決に取り組む活動を支援することができます。ご寄付いただきましたら、(公財)みんなでつくる財団おかやまから事業の報告・課題の状況をご連絡させていただきます。

※詳細は(公財)みんなでつくる財団おかやままで。

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

きらめきプラザ2階ゆうあいセンター内

TEL直通 070-5056-3029 TEL代表 086-206-2195

FAX 086-899-6329 E-MAIL info@mintuku.jp

URL www.mintuku.jp

受付時間 祝日を除く火曜日～金曜日 10:00～17:00

### 【ご寄付の方法】

ご寄付の方法は、クレジット決済、郵便振替、銀行振込、現金の4つが用意されております。寄付合計金額のうち20%が説明会や報告会の開催など基金運営の必要経費となります。その経費を除いた金額で助成を実施します。

### 1. 郵便振替

直接、振込票に下記の情報をご記入ください。

【口座番号】 01320-6-109961

【加入者名】 公益財団法人みんなでつくる財団おかやま

【通信欄】「メールアドレス」および「事業名と金額」が分かるようにご記入ください。

例) atsushi@mintuku.jp 地域助け合い基金 3千円

### 2. 銀行振込

銀行振込は中国銀行の銀行口座をご利用いただけます。

【銀行名】 : 中国銀行

【支店名】 : 本店営業部

【口座番号】 : 3299435

【口座名】 : ザイ) ミンナデツクルザイダンオカヤマ

公益財団法人みんなでつくる財団おかやま 代表理事 石田篤史

※大変お手数ですが、下記手順でご対応ください。

(1) (公財)みんなでつくる財団おかやまのウェブサイトにあります「社会変革基金事業 地域助け合い基金 寄付申込フォーム」より寄付者情報の入力をお願いします。(寄付者管理に必要な情報となりますので、ご協力ください)

(2) 上記振込先へATM等からお振り込みください。

振込手数料はご負担いただきますよう、お願ひいたします。

(3) 確認でき次第、事務局よりご連絡いたします。

### 3. クレジット決済

セキュリティで保護された専用の寄付ページからクレジット決済にて寄付をすることができます。(公財)みんなでつくる財団おかやまのウェブサイトよりご利用ください。

### 4. 現金

説明会の会場や(公財)みんなでつくる財団おかやまの事務所で受け付けております。(公財)みんなでつくる財団おかやま事務局までお問い合わせください。

機関紙「NPOOkayama」では、本機関誌をより会員の皆様の交流の場となることを目指して、以下を募集しております。

■先輩に助言してもらいたい「お悩み」を募集しています。お悩みには本機関紙上で先輩からの「回答」を掲載させていただきます。

■「新入会員さん紹介」で活動紹介をしたいという2014年度～2015年度にご入会をくださった会員の方、ご連絡をください。

FAX(086-224-0997)またはEメールにて、どんどんお寄せください。お待ちしております。

【制作・発行】特定非営利活動法人岡山NPOセンター 発行人 米良重徳(代表理事) 編集人 鈴木富美子(理事)

【お問合せ先】〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階 電話 086-224-0995 FAX 086-224-0997(上記事務局)  
E-mail npokayama@gmail.com URL http://www.npokayama.org/ 業務時間 祝日を除く月曜日～金曜日

【発行日】2015年3月1日